

第5期愛知県障害福祉計画

(最終案)

平成 年 月



目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 計画の基本理念	3
2 計画の基本的考え方	3
3 計画期間	5
4 計画の位置付け	5
5 市町村との連携	5
6 区域の設定	6
第3章 現状	8
1 人口構成	8
2 障害のある人の状況	9
(1) 身体障害のある人の状況	9
(2) 知的障害のある人の状況	12
(3) 精神障害のある人の状況	14
(4) 発達障害のある人の状況	16
(5) 難病の方の状況	17
3 障害福祉サービス等の利用状況等	19
(1) 訪問系サービス	19
(2) 日中活動系サービス	20
(3) 居住系サービス	23
(4) 相談支援	24
(5) 障害児支援	25
第4章 地域生活移行等についての成果目標の設定と取組施策	27
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	27
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	38
3 地域生活支援拠点等の整備	46
4 福祉施設から一般就労への移行等	48
5 障害児支援の提供体制の整備等	57
第5章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策等	67
1 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策	67
(1) 訪問系サービス	68
(2) 日中活動系サービス	71
(3) 居住系サービス	82
(4) 相談支援	87
(5) 障害児支援	92
(6) 子ども・子育て支援等	102
(7) 就労支援	103
(8) 発達障害のある人に対する支援	104
2 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）	106
(1) 圏域単位での地域特性及び課題	106

(2) 平成 32 (2020) 年度末までに不足するサービスの基盤整備	109
(3) 各圏域の現状と今後のサービス見込量	111
ア 名古屋・尾張中部圏域	111
イ 海部圏域	115
ウ 尾張東部圏域	117
エ 尾張西部圏域	119
オ 尾張北部圏域	121
カ 知多半島圏域	123
キ 西三河北部圏域	125
ク 西三河南部東圏域	127
ケ 西三河南部西圏域	129
コ 東三河北部圏域	131
サ 東三河南部圏域	133

第 6 章 障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する者の確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置

1 サービス提供に係る人材の育成	135
2 サービス提供事業者に対する第三者評価等	137

第 7 章 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

1 専門性の高い相談支援事業	139
2 広域的な支援事業	141
3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	143
4 人材育成等その他の事業	145

第 8 章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障害のある人の権利擁護	150
2 意思決定支援の促進	152
3 芸術文化活動支援による社会参加等の促進	154
4 障害を理由とする差別の解消の推進	156
5 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進	160
6 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実	164

第 9 章 計画の推進

用語説明一覧

参考資料 1 「第 5 期愛知県障害福祉計画 策定経過」

参考資料 2 「愛知県障害者施策審議会」

<元号の表記について>

平成 31 年 5 月に改元が予定されていることを踏まえ、本計画においては、和暦・西暦を併記しています(表・図・コラム・既存資料の抜粋などは、和暦のみを表記。)

なお、わかりやすい表記とするため、平成 31 年度以降も「平成」を使用しています。

第1章 計画策定の趣旨

身体・知的・精神障害といった障害種別ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた居宅介護・施設入所等の障害福祉サービスは、平成18(2006)年4月に施行された障害者自立支援法により、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害種別を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

なお、障害者自立支援法は、障害者の範囲の見直しを行う等の改正がされ、平成25(2013)年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」)として施行されています。

障害者総合支援法では、都道府県及び市町村に、国の基本指針(※)に即して、障害福祉計画を策定することを義務付けており、都道府県は、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する内容を定めることとなっています。

さらに、平成28(2016)年6月の児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画として、都道府県及び市町村に、新たに障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

※国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
(平成18年厚生労働省告示第395号)

最終改正 平成29年3月31日

これまで本県は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、3年を計画期間として、具体的な数値目標及び目標達成に向けた取組を定めた県障害福祉計画を策定してきました。(平成18(2006)～20(2008)年度までの第1期愛知県障害福祉計画(以下「第1期計画」という。)、平成21(2009)～23(2011)年度までの第2期愛知県障害福祉計画(以下「第2期計画」という。)、平成24(2012)～26(2014)年度までの第3期愛知県障害福祉計画(以下「第3期計画」という。)、平成27(2015)～29(2017)年度までの第4期愛知県障害福祉計画(以下「第4期計画」という。)を策定)

一方、本県では、平成28(2016)年3月に策定した「あいち健康福祉ビジョン2020」の障害者支援に係る記載部分を、障害者基本法に基づく愛知県障害者計画に位置付けており、横断的・重点的な取組の方向性を示しています。

第5期愛知県障害福祉計画(以下「第5期計画」という。)は、「あいち健康福祉ビジ

ョン 2020」の中の障害福祉サービス等の提供に関する取組を具体化するものであり、平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度までを計画期間とし、本県の障害福祉計画及び障害児福祉計画に位置付け、これまでの計画の進捗状況等の分析・評価を行うとともに、第 5 期計画期間における課題を整理し、それらを踏まえ、策定したものです。

計画の推進に当たっては、国・市町村の関係機関との連携はもとより、教育委員会、産業労働部など、県全体で連携し取り組んでいきます。

1 計画の基本理念

本計画は、「全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会」の実現を基本理念とし、障害のある人が、他の者と平等の選択の機会をもって、地域社会に完全に包容され、年齢や性別などにかかわらず、多様な福祉サービスを活用しながら自立した生活を営み、様々な形で社会参加や自己実現を図るに当たっての支援等をまとめたものです。

2 計画の基本的考え方

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、障害のある子どもの健やかな育成を図るため、次の7つの考え方のもとに、必要な障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んでいきます。

1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とするサービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、サービスの提供体制の整備を進めていきます。

2 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、県内のどこでも必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を利用できるようにします。

3 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、一人一人のニーズに応じ、どこの地域でも日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）が利用できるようにします。

4 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します

地域における住まいの場となるグループホーム（共同生活援助）の拡充について、既存の戸建て住宅や公営住宅等を活用し、「グループホーム整備促進支援制度」により推進していくとともに、日常の生活能力の向上のための自立訓練等の推進や地域における理解の促進、さらには地域における生活支援の機能をより強化するための地域生活支援拠点等の整備を図ることなどにより、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めていきます。

5 福祉施設から一般就労への移行を推進します

就労支援機関や障害者就業・生活支援センター等における就労支援策の充実・活用を図ることにより、企業などで働くことを希望している人が、一般就労できるようにしていきます。

また、特別支援学校高等部卒業生の一般就労についても、特別支援学校等と障害者雇用に関する関連機関との連携を強化して、促進していきます。

さらに、平成 30(2018)年度からの新設サービスである就労定着支援等を通じて、一般就労した後の職場定着の支援をしていきます。

6 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます

障害のある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、支援に携わる人材を育成するとともに、市町村（基幹相談支援センター）、サービス事業者、保健・医療関係者、障害者団体などを構成員とする県及び市町村が設置する自立支援協議会を核とした相談支援体制の充実など、地域生活支援のためのシステムづくりを進めていきます。

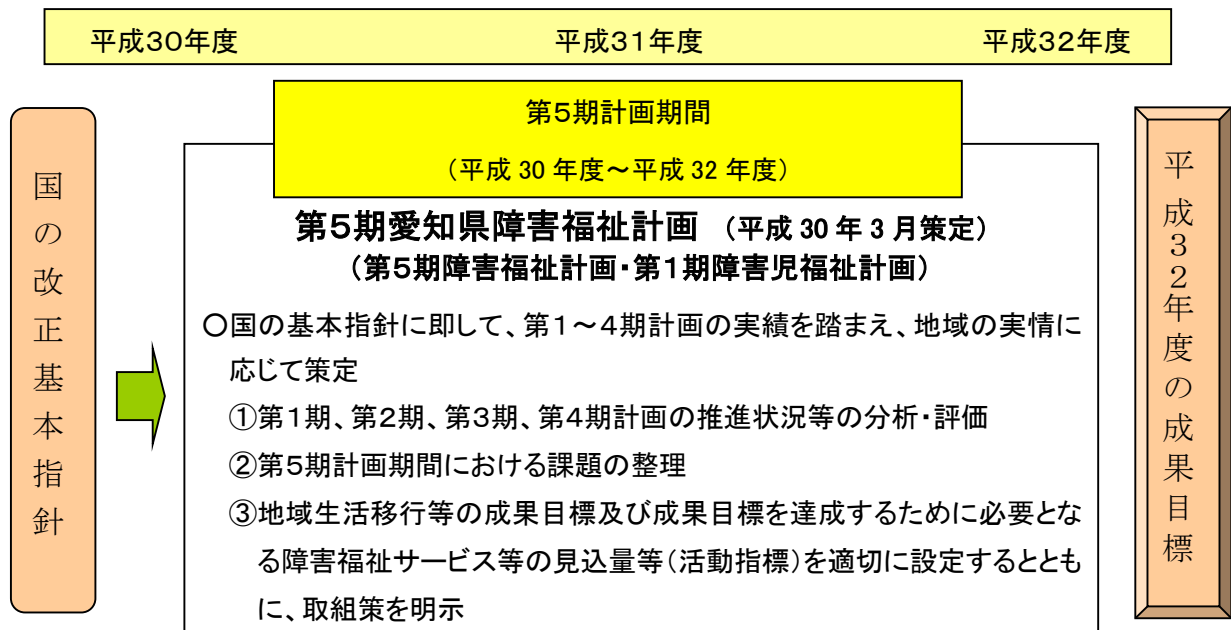
7 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します

障害のある子ども及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できる体制の整備を進めていきます。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備するとともに、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

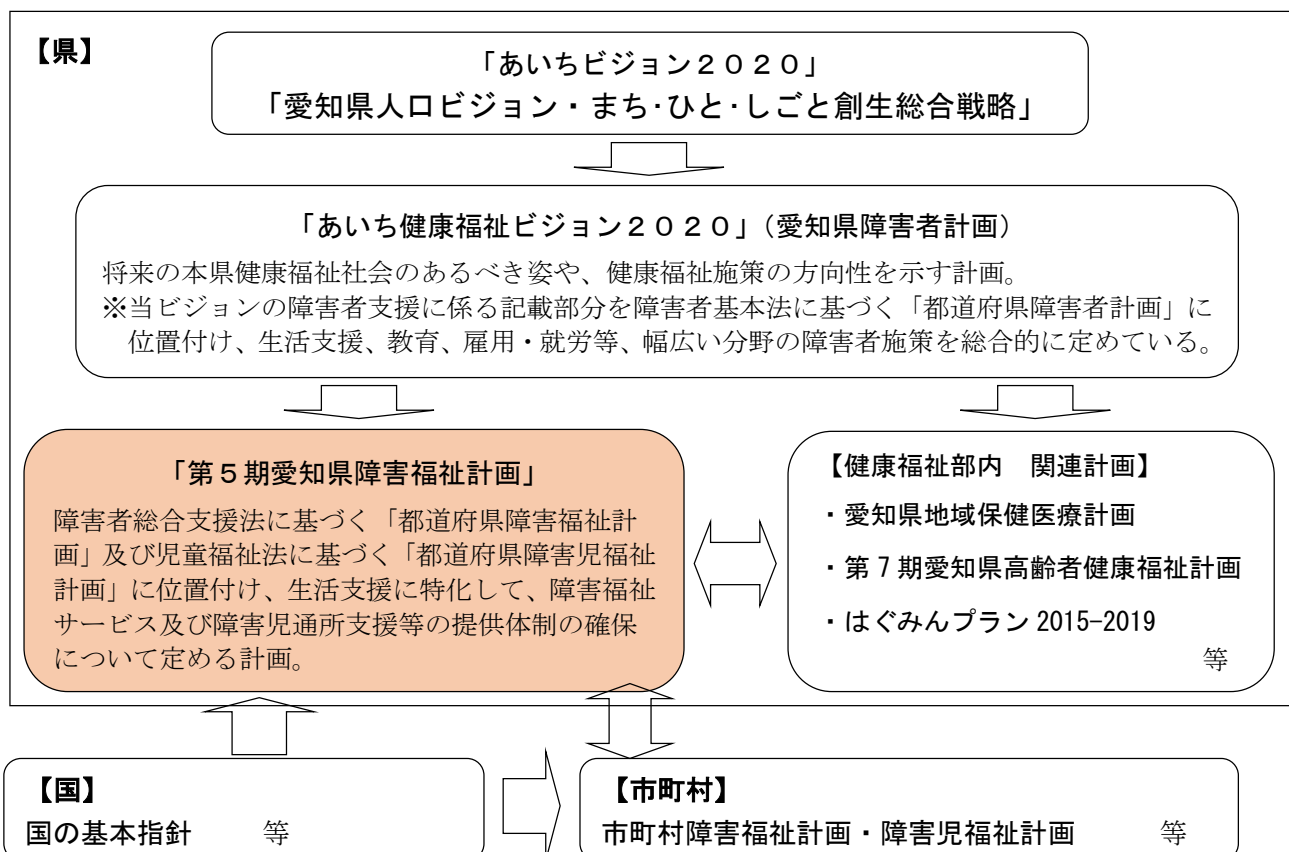
3 計画期間

第5期計画は平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3か年を計画期間とします。



4 計画の位置付け

第5期計画は、障害者総合支援法第89条第1項に基づく、都道府県障害福祉計画(第5期)及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく、都道府県障害児福祉計画(第1期)に位置付けます。



5 市町村との連携

障害のある人への支援を進めるためには、まず、支援の実施主体である市町村が、課題やニーズを把握し策定した市町村計画に基づき取組を進めていくことが必要となります。

このため、県としては、市町村が行う自立支援給付や地域生活支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等を行います。

県計画については、地域生活への移行などについて、必要となる障害福祉サービス等の基盤整備を着実に進めるため、市町村と協働して障害保健福祉圏域単位での課題を整理し、平成 32(2020)年度における障害福祉サービス等の種類及び量の見通しを明らかにするとともに、圏域ごとの事業所数（訪問系サービスを除く。）を年次ごとに見込んだ「障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）」（第5章 - 2）を踏まえながら、市町村との密接な連携を図り、広域的・専門的な視点から適切かつ着実な整備を推進していきます。

6 区域の設定

県計画においては、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを区域ごとに定めることとされています。

障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本となります。

しかし、小規模な町村などサービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようなサービス提供の体制づくりを進めていく必要があります。県では、施策の広域的な実施区域として、障害保健福祉圏域を設定しています。なお、平成 30(2018)年度からの愛知県地域保健医療計画においては、本県の地域医療構想（平成 28(2016)年 10 月策定）における構想区域と 2 次医療圏を一致させる観点等から、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合し、「名古屋・尾張中部医療圏」としているため、障害保健福祉圏域においても、両圏域を統合し、「名古屋・尾張中部障害保健福祉圏域」としています（※）。

このため、第 5 期計画においては、引き続き、福祉と保健・医療の連携を図るため、2 次医療圏及び老人福祉圏域と同一の 11 の障害保健福祉圏域を本計画の区域として設定します。

※ ただし、これまで別の圏域として、それぞれの圏域単位で事業・取組を進めているとともに、障害福祉サービスの実施主体としてそれぞれの市町の実情に応じて障害福祉施策を展開しているため、こうした従前の仕組みを維持・継続することを基本とします。

(図表 1)

圏域名	圏域に属する市町村
名古屋・尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

障害保健福祉圏域



1 人口構成

平成 29(2017)年 4 月 1 日現在の本県の人口は、750 万 5,526 人で、平成 17(2005)年と比べ 25 万 822 人増え、3.5%の増加となっています。

年齢 3 区分で見ると、0～14 歳、15～64 歳は年々減少しているのに対し、65 歳以上の高齢者は年々増加しており、平成 29(2017)年の本県の高齢化率（65 歳以上の割合）は 24.2%となっています。

【人口構成の推移】（図表 2）

区 分		平成 7 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 29 年
総人口		6,868,336 人	7,254,704 人	7,410,719 人	7,427,518 人	7,505,526 人
年 齢 3 区 分	0～14 歳	1,120,992 人 (16.3%)	1,069,498 人 (14.7%)	1,065,254 人 (14.4%)	1,043,887 人 (14.1%)	1,011,420 人 (13.5%)
	15～64 歳	4,919,095 人 (71.6%)	4,901,072 人 (67.6%)	4,791,445 人 (64.7%)	4,645,339 人 (62.5%)	4,599,314 人 (61.3%)
	65 歳以上	819,026 人 (11.9%)	1,248,562 人 (17.2%)	1,492,085 人 (20.1%)	1,681,485 人 (22.6%)	1,813,612 人 (24.2%)

資料：平成 7 年、17 年、22 年は「国勢調査」、その他は「あいちの人口」

注 1：総人口には年齢不詳を含むため、年齢 3 区分の合計とは一致しない。

注 2：カッコ内は総人口に対する割合

2 障害のある人の状況

内閣府が発行する平成 29 年障害者白書では、全国の障害のある人（手帳所持者に限られない。）の概数は、身体障害者 392 万 2 千人、知的障害者 74 万 1 千人、精神障害者 392 万 4 千人、合計で 858 万 7 万人となっています。（※）

※ 身体障害者及び知的障害者については、「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査」（平成 23 年 12 月実施）による。
精神障害者については、医療機関を利用した精神疾患患者数を精神障害者として計上しており、一過性の精神疾患のために日常生活や社会生活上の相当の制限を継続的には有しない者も含まれている可能性あり。

この数値を基に、人口比率により愛知県内における障害のある人の概数を推計すると、身体障害者 23 万 2 千人、知的障害者 4 万 4 千人、精神障害者 23 万 1 千人、合計で 50 万 7 千人となり、県人口の 6.7%を占めています。

（1）身体障害のある人の状況

ア 手帳所持者

平成 29(2017)年 4 月 1 日現在の本県の身体障害者手帳所持者数は 23 万 8,551 人となっており、県人口の 3.18%を占めています。

等級別で見ると、1 級、2 級の比較的重い障害のある人の割合が全体の 45.0%となっています。

障害別では、肢体不自由が最も多く 12 万 5,475 人で、全体の 52.6%を占めています。平成 18(2006)年からの増加率で見ると、内部障害が最も大きくなっています。

また、年齢階層別の割合を見ると、平成 29(2017)年の本県の身体障害者手帳所持者の 65 歳以上の割合は 69.2%となっており、平成 23(2011)・26(2014)年と比較すると、65 歳以上の割合が上昇しています。

【等級別の身体障害者手帳所持者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）】（図表 3）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
級別所持者数	70,677 人	36,710 人	53,624 人	52,492 人	13,674 人	11,374 人	238,551 人
合計に占める割合	29.6%	15.4%	22.5%	22.0%	5.7%	4.8%	100%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注：障害の程度は、1 級が最も高い。

【身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表4）

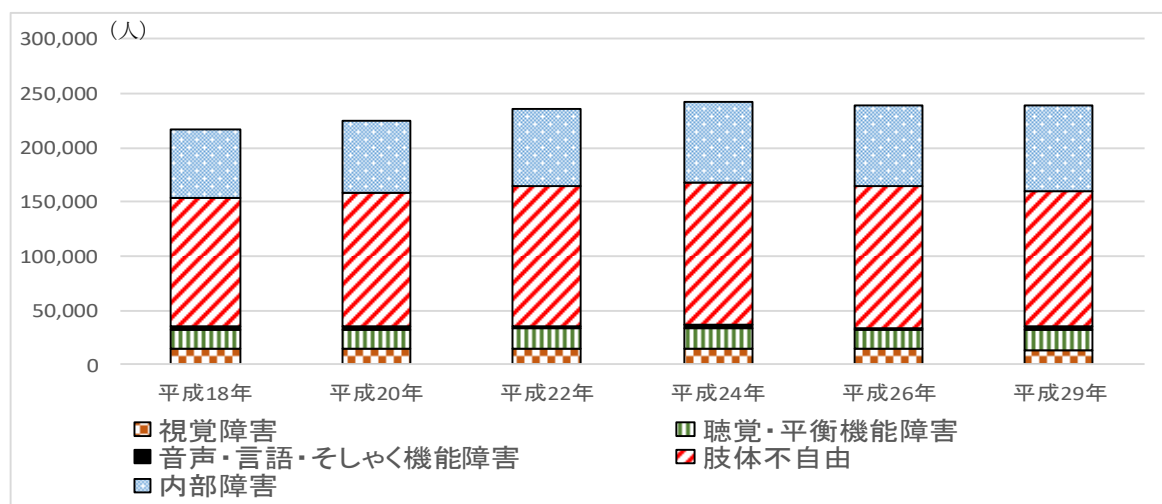
区分	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成29年	
合計	216,258人	225,081人	235,617人	242,541人	239,389人	238,551人	
県人口に占める割合	2.98%	3.06%	3.18%	3.27%	3.22%	3.18%	
障害別	視覚障害	15,166人	15,176人	15,112人	14,722人	14,078人	13,733人
	聴覚・平衡機能障害	16,880人	17,180人	17,848人	18,900人	17,817人	18,399人
	音声・言語・そしゃく機能障害	2,381人	2,519人	2,616人	2,581人	2,430人	2,471人
	肢体不自由	118,988人	123,366人	128,961人	131,746人	130,106人	125,475人
	内部障害	62,843人	66,840人	71,080人	74,592人	74,958人	78,473人
年齢別	18歳以上の者	211,118人	219,869人	230,381人	237,450人	234,330人	233,347人
	18歳未満の児童	5,140人	5,212人	5,236人	5,091人	5,059人	5,204人

資料：愛知県健康福祉部調べ

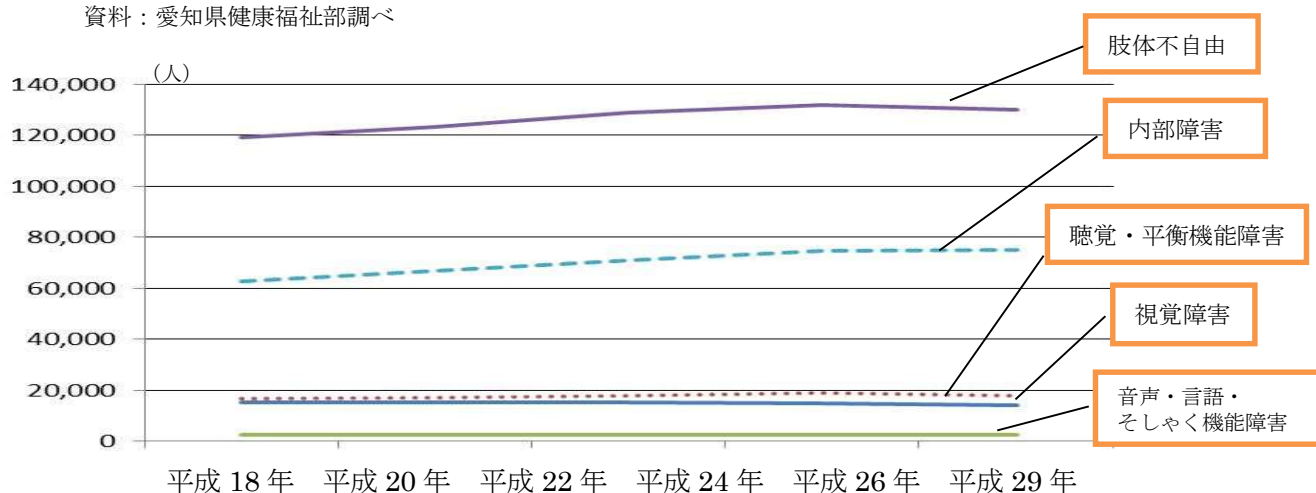
注1：2つ以上の障害が重複する者は、主たる障害に計上

注2：県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合

【身体障害者手帳所持者数の推移（障害別）（各年4月1日現在）】（図表5・6）

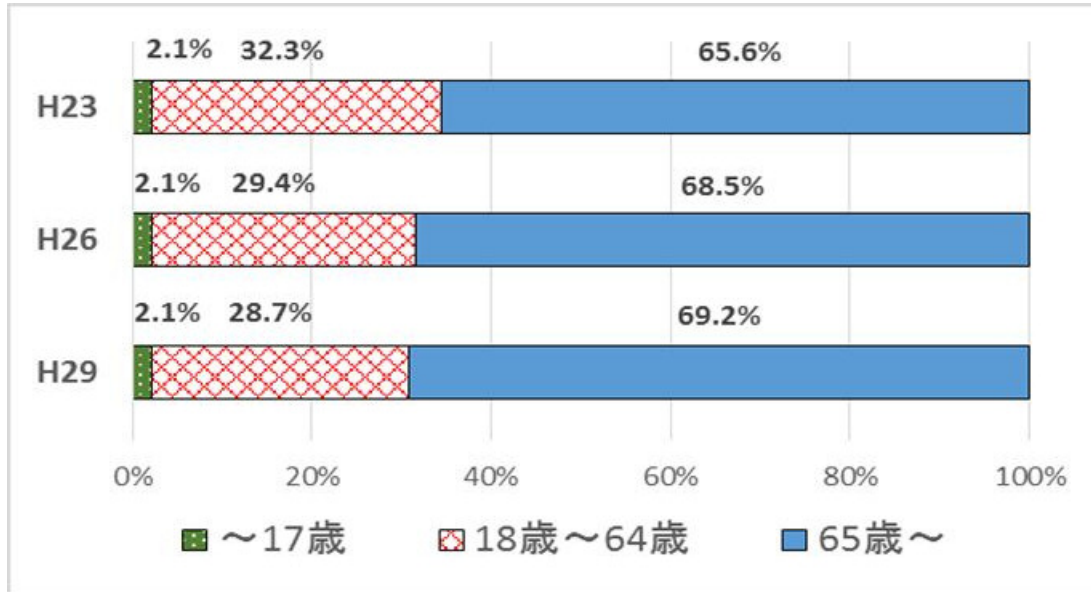


資料：愛知県健康福祉部調べ



資料：愛知県健康福祉部調べ

【年齢階層別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表7）



資料：愛知県健康福祉部調べ

注1：各年4月1日現在の手帳所持者数から算出

注2：県内30市町村分（年齢階層別の割合を把握している市町村の数値で集計）

イ 障害支援区分

障害支援区分別で見ると、平成29(2017)年4月1日現在で認定を受けている10,936人のうち、障害支援区分5、6の人の割合が全体の57.8%となっています。

【障害支援区分別の身体障害者数（平成29年4月1日現在）】（図表8）

区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
身体障害者数	4,863人	1,455人	1,540人	1,990人	956人	132人	10,936人
合計に占める割合	44.5%	13.3%	14.1%	18.2%	8.7%	1.2%	100%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注：必要とされる支援の度合いは、区分6が最も高い。

(2) 知的障害のある人の状況

ア 手帳所持者

平成 29(2017)年 4 月 1 日現在の本県の療育（愛護）手帳所持者数は 5 万 2,719 人となっており、県人口の 0.70%を占めています。手帳所持者数は年率 3~4%程度伸びており、平成 18(2006)年からの増加率で見ると、軽度が最も大きくなっています。

判定別で見ると、重度判定を受けている人は 2 万 852 人で、全体の 39.6%となっています。

また、年齢階層別の割合を見ると、平成 29(2017)年の本県の療育（愛護）手帳所持者の 65 歳以上の割合は 5.9%となっており、平成 23(2011)・26(2014)年と比較すると、65 歳以上の割合が上昇しています。

【療育（愛護）手帳所持者数の推移(各年 4 月 1 日現在)】(図表 9)

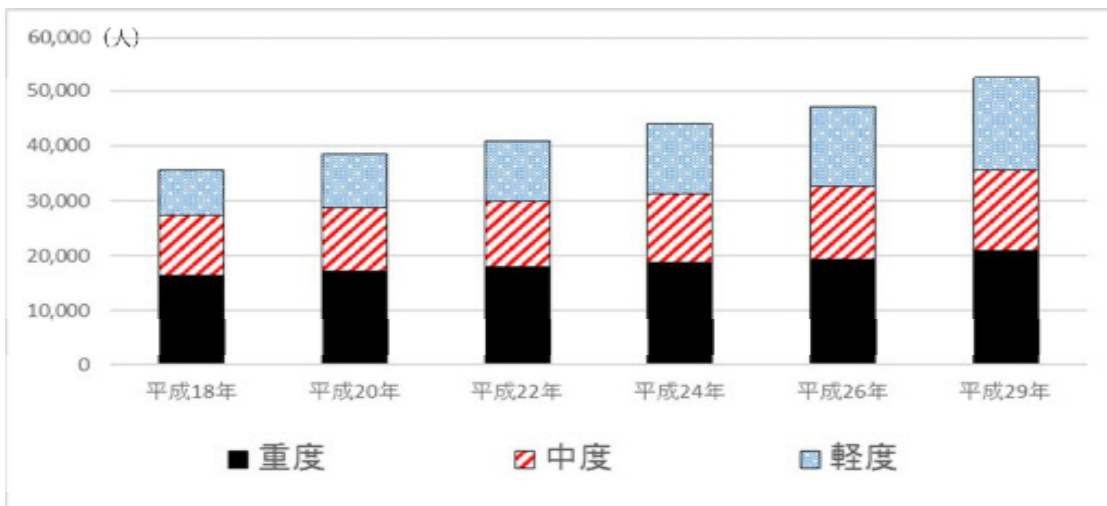
区 分		平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 29 年
合 計		35,672 人	38,466 人	40,960 人	44,079 人	47,184 人	52,719 人
	県人口に占める割合	0.49%	0.52%	0.55%	0.59%	0.64%	0.70%
判 定 別	重度 (知能指数 35 以下)	16,364 人	17,207 人	17,937 人	18,748 人	19,376 人	20,852 人
	中度 (知能指数 50 以下)	10,916 人	11,628 人	11,994 人	12,524 人	13,246 人	14,677 人
	軽度 (知能指数 75 以下)	8,392 人	9,631 人	11,029 人	12,807 人	14,562 人	17,190 人
年 齢 別	18 歳以上の者	24,941 人	26,365 人	28,076 人	30,332 人	32,592 人	36,426 人
	18 歳未満の児童	10,731 人	12,101 人	12,884 人	13,747 人	14,592 人	16,293 人

資料：愛知県健康福祉部調べ

注 1：療育手帳（愛知県が発行）、愛護手帳（名古屋市が発行）

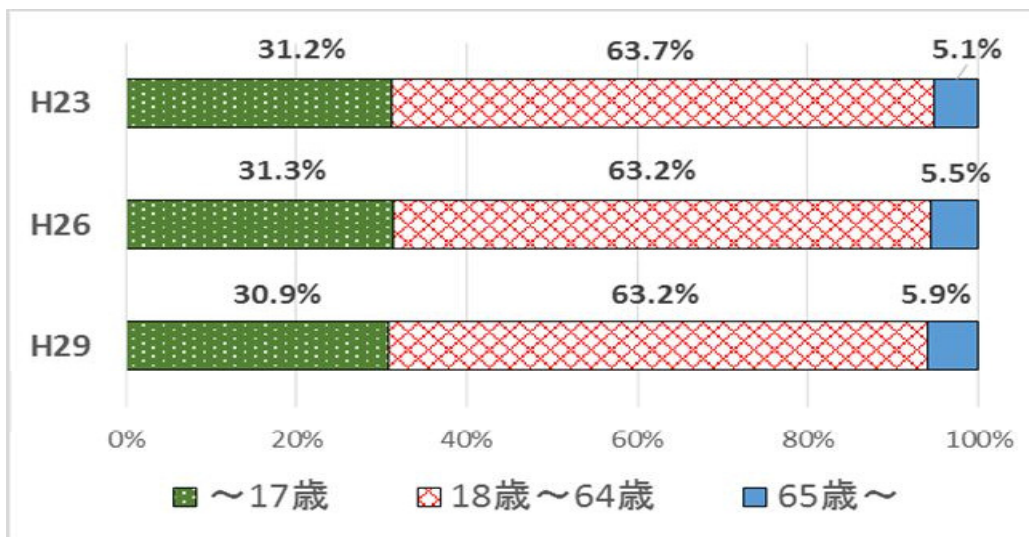
注 2：県人口に占める割合は、各年 4 月 1 日現在人口に占める割合

【療育（愛護）手帳所持者数の推移（判定別）（各年 4 月 1 日現在）】(図表 10)



資料：愛知県健康福祉部調べ

【年齢階層別の療育（愛護）手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表11）



資料：愛知県健康福祉部調べ

注1：各年4月1日現在の手帳所持者数から算出

注2：県内33市町村分（年齢階層別の割合を把握している市町村の数値で集計）

イ 障害支援区分

障害支援区分別で見ると、平成29(2017)年4月1日現在で認定を受けている14,974人のうち、障害支援区分5、6の人の割合が全体の41.4%となっています。

【障害支援区分別の知的障害者数（平成29年4月1日現在）】（図表12）

区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
知的障害者数	3,155人	3,034人	3,934人	3,024人	1,638人	189人	14,974人
合計に占める割合	21.1%	20.3%	26.3%	20.2%	10.9%	1.3%	100%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注：必要とされる支援の度合いは、区分6が最も高い。

(3) 精神障害のある人の状況

ア 手帳所持者

平成 29(2017)年 4 月 1 日現在の本県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 6 万 144 人となっており、県人口の 0.80%を占めています。

等級別で見ると、1 級（重度）の障害のある人は 6,271 人で、全体の 10.4%となっています。手帳所持者数は、依然、大きな伸びを示し、平成 18(2006)年との比較では、2.5 倍を超えています。

また、年齢階層別の割合を見ると、平成 29(2017)年の本県の精神障害者保健福祉手帳所持者の 65 歳以上の割合は 19.9%となっており、平成 23(2011)年と比較すると、65 歳以上の割合が上昇しています。

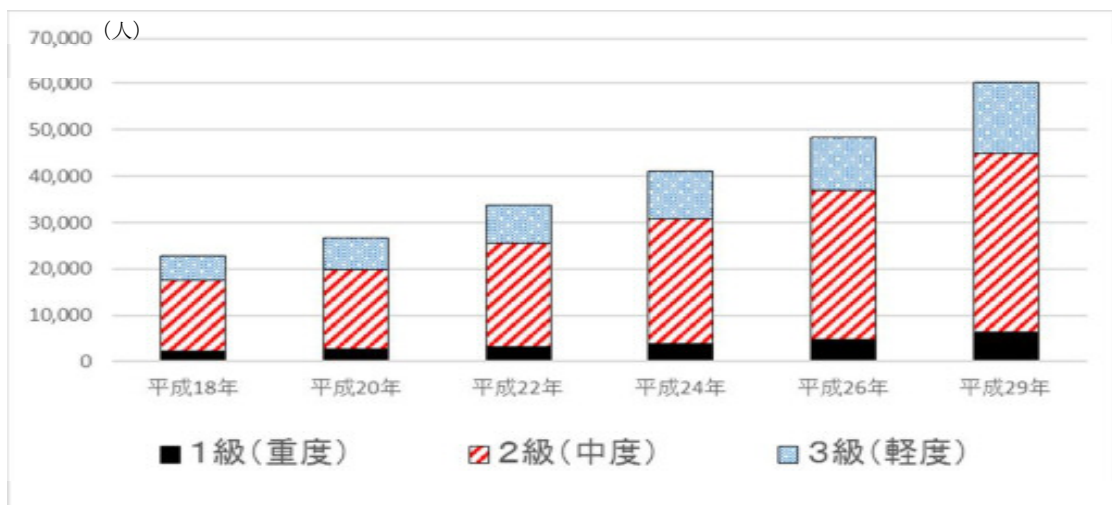
【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）】（図表 13）

区 分		平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 29 年
	合 計	22,710 人	26,629 人	33,857 人	41,133 人	48,341 人	60,144 人
	県人口に占める割合	0.31%	0.36%	0.46%	0.55%	0.65%	0.80%
程 度 別	1 級（重度）	2,369 人	2,643 人	3,200 人	3,845 人	4,731 人	6,271 人
	2 級（中度）	15,139 人	17,125 人	22,364 人	27,044 人	32,153 人	38,688 人
	3 級（軽度）	5,202 人	6,861 人	8,293 人	10,244 人	11,457 人	15,205 人

資料：愛知県健康福祉部調べ

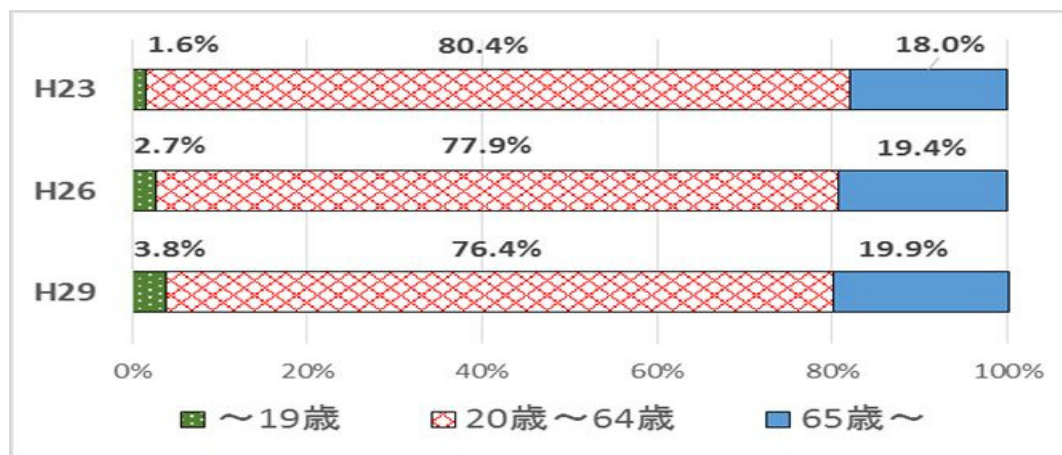
注：県人口に占める割合は、各年 4 月 1 日現在人口に占める割合

【精神障害者手帳所持者数の推移（程度別）（各年 4 月 1 日現在）】（図表 14）



資料：愛知県健康福祉部調べ

【年齢階層別の精神障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表15）



資料：愛知県健康福祉部調べ

注：各年4月1日現在の手帳所持者数から算出

イ 障害支援区分

障害支援区分別で見ると、平成29(2017)年4月1日現在で認定を受けている6,513人のうち、障害支援区分5、6の人の割合が全体の6.7%となっています。

【障害支援区分別の精神障害者数（平成29年4月1日現在）】（図表16）

区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
精神障害者数	214人	221人	742人	2,053人	3,028人	255人	6,513人
合計に占める割合	3.3%	3.4%	11.4%	31.5%	46.5%	3.9%	100%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注：必要とされる支援の度合いは、区分6が最も高い。

ウ 自立支援医療（精神通院医療）の受給者数

平成29(2017)年3月末現在の本県の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は101,874人となっており、県人口の1.36%を占めています。

受給者数は、平成29(2017)年は平成18(2006)、20(2008)年の約1.8倍となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（各年3月末現在）】（図表17）

区分	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成29年
合計	57,721人	57,735人	65,448人	76,571人	85,458人	101,874人
県人口に占める割合	0.80%	0.78%	0.88%	1.03%	1.15%	1.36%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注：県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合

(4) 発達障害のある人の状況

発達障害者支援法では、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとしてされており、また、知的発達の遅れを伴う場合と伴わない場合があります。また、発達障害のある人は、精神障害者保健福祉手帳、または療育（愛護）手帳の交付の対象となる場合があります。

現在、我が国や本県には、発達障害のある人の数の公的な数値はありませんが、平成 24(2012)年に実施された国の調査（※1）によると、小・中学校では、特別支援学級だけでなく、通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が 6.5%在籍しているとの結果が示されています。

また、国の通知（※2）においては、発達障害者支援法の対象として想定される障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害 (F80-F89)」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98)」に含まれる障害であるとされており、これらの障害により、本県で精神障害者保健福祉手帳を所持している者の人数は、平成 29(2017)年 4 月 1 日現在で 5,097 人であり、平成 27(2015)年と比較すると、約 1.6 倍となっています。

※1：「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」
(平成 24 年文部科学省調査)

※2：発達障害者支援法の施行について（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 16 号厚生労働省発障第 0401008 号文部科学・厚生労働事務次官連名通知）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）】（図表 18）

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
心理的発達の障害 (F80-F89)	2,929 人	3,609 人	4,523 人
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98)	258 人	401 人	574 人
計	3,187 人	4,070 人	5,097 人

資料：愛知県健康福祉部調べ

(5) 難病の方の状況

平成 29(2017)年 3 月 31 日現在の本県の「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費助成制度の受給者数は 46,202 人となっており、県人口の 0.6%を占めています。

また、疾患別で見ると、潰瘍性大腸炎が最も多く、10,171 人で全体の 22.0%を占めています。

なお、平成 25(2013)年度から、130 の疾病の難病の方（特定医療費助成制度対象外の疾病を含む。）が障害福祉サービス等の受給対象となりましたが、その後、順次対象疾病が拡大され、平成 29(2017)年 4 月 1 日には、対象疾病が 332 から 358 へ拡大されたところです。

【特定医療費助成制度の受給者数の推移（各年 3 月末現在）】（図表 19）

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
対象疾病数	110	306	306
受給者数	42,065 人	44,746 人	46,202 人
県人口に占める割合	0.6%	0.6%	0.6%

資料：愛知県健康福祉部調べ

【圏域別手帳所持者数】（図表 20）

圏 域	人 口		身体障害者手帳所持者数		療育（愛護）手帳所持者数		精神障害者保健福祉手帳所持者数	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
県 全 体	7,505,526	100	238,551	100	52,719	100	60,144	100
名古屋・尾張中部	2,471,920	32.9	83,280	34.9	17,642	33.5	23,853	39.7
（名古屋）	2,303,070	30.7	78,486	32.9	16,660	31.6	22,639	37.6
（尾張中部）	168,850	2.2	4,794	2.0	982	1.9	1,214	2.0
海 部	328,319	4.4	10,516	4.4	2,251	4.3	2,622	4.4
尾 張 東 部	470,903	6.3	12,992	5.4	2,636	5.0	3,297	5.5
尾 張 西 部	517,016	6.9	17,613	7.4	3,844	7.3	3,857	6.4
尾 張 北 部	733,537	9.8	23,267	9.8	5,076	9.6	5,386	9.0
知 多 半 島	623,902	8.3	18,923	7.9	4,469	8.5	4,376	7.3
西 三 河 北 部	486,454	6.5	14,476	6.1	3,435	6.5	3,047	5.1
西 三 河 南 部 東	424,655	5.7	12,579	5.3	2,936	5.6	3,556	5.9
西 三 河 南 部 西	695,526	9.3	20,000	8.4	4,655	8.8	4,518	7.5
東 三 河 北 部	55,352	0.7	2,493	1.0	482	0.9	405	0.7
東 三 河 南 部	697,942	9.3	22,412	9.4	5,293	10.0	5,227	8.7

資料：愛知県健康福祉部調べ

注1：人口、手帳所持者数は平成29年4月1日現在

注2：人員の単位は人、構成比の単位は%

注3：「名古屋・尾張中部圏域」のうち、「名古屋」は名古屋市、「尾張中部」は清須市、北名古屋市、豊山町として
います。（以下同じ。以降略）

3 障害福祉サービス等の利用状況等

(1) 訪問系サービス

ア 訪問系サービス利用状況

【訪問系サービスの利用実績】(図表 21) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
実績 (時間数/月)	432,620	464,468
対前年比	101.3%	107.4%

資料：愛知県健康福祉部調べ（以下、図表 47 まで同じ。以降略）

注：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービス量の合計

イ 障害保健福祉圏域別の訪問系サービスの利用状況等

【平成 28 年度実績 (平成 29 年 3 月利用分)】(図表 22)

圏 域	訪問系サービス	
	延利用時間数	構成比
県 全 体	464,468	100
名古屋・尾張中部	332,721	71.6
(名 古 屋)	328,417	70.7
(尾 張 中 部)	4,304	0.9
海 部	6,712	1.4
尾 張 東 部	13,686	2.9
尾 張 西 部	17,017	3.7
尾 張 北 部	17,578	3.8
知 多 半 島	17,404	3.7
西 三 河 北 部	12,546	2.7
西 三 河 南 部 東	8,881	1.9
西 三 河 南 部 西	14,623	3.1
東 三 河 北 部	1,307	0.3
東 三 河 南 部	21,993	4.7

注：延利用時間数の単位は時間、構成比の単位は%

(2) 日中活動系サービス

ア 日中活動系サービス利用状況等

(利用定員(人日/月)は、4月1日時点の利用定員から算出した月間の利用可能定員＝定員×22日
ただし、利用定員(人/月)は、4月1日時点の利用定員)

【生活介護】(図表 23)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	282,942	290,774
対前年比	104.2%	102.8%

【自立訓練 (機能訓練)】(図表 24)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	770	770
対前年比	87.5%	100%

【自立訓練 (生活訓練)】(図表 25)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	7,128	7,964
対前年比	118.9%	111.7%

【就労移行支援】(図表 26)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	39,292	41,118
対前年比	106.6%	104.6%

【就労継続支援 (A型)】(図表 27)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	96,954	100,584
対前年比	130.1%	103.7%

【就労継続支援 (B型)】(図表 28)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	157,432	181,346
対前年比	106.8%	115.2%

【療養介護】（図表 29）

区 分	27 年度	28 年度
利用定員（人/月）	520	669
対前年比	120.9%	128.7%

【福祉型短期入所】（図表 30） ※3 月実績

区 分	28 年度
利用実績（人日/月）	16,909
対前年比	—

【医療型短期入所】（図表 31） ※3 月実績

区 分	28 年度
利用実績（人日/月）	959
対前年比	—

イ 障害保健福祉圏域別日中活動系サービスの状況

【日中活動系サービス（平成29年4月1日現在）】（図表32）

圏域	生活介護		自立支援 (機能訓練)		自立訓練（生活訓練） 通：通所型、宿：宿泊型		就労移行支援	
	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員
県全体	457	13,695	1	35	通23 宿5	通299 宿89	151	2,269
名古屋・尾張中部	150	4,105	1	35	通13 宿2	通189 宿47	47	839
（名古屋）	144	3,903	1	35	通13 宿2	通189 宿47	46	833
（尾張中部）	6	202	0	0	0	0	1	6
海部	13	460	0	0	0	0	5	77
尾張東部	25	621	0	0	通2 宿1	通18 宿10	13	173
尾張西部	41	983	0	0	0	0	8	146
尾張北部	45	1,534	0	0	0	0	12	186
知多半島	37	1,177	0	0	通3 宿0	通32 宿0	12	154
西三河北部	29	975	0	0	0	0	8	106
西三河南部東	25	660	0	0	通2 宿1	通40 宿20	9	107
西三河南部西	36	1,118	0	0	通1 宿0	通6 宿0	14	176
東三河北部	5	184	0	0	通1 宿0	通6 宿0	2	12
東三河南部	51	1,878	0	0	通1 宿1	通8 宿12	21	293

圏域	就労継続支援 (A型)		就労継続支援 (B型)		療養介護		福祉型 短期入所	医療型 短期入所
	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	か所数
県全体	242	4,681	458	9,183	7	609	236	10
名古屋・尾張中部	108	2,085	128	2,645	3	300	79	4
（名古屋）	104	2,005	123	2,525	3	300	77	4
（尾張中部）	4	80	5	120	0	0	2	0
海部	16	299	27	613	0	0	14	1
尾張東部	12	228	29	451	0	0	12	0
尾張西部	13	305	33	538	1	78	25	1
尾張北部	27	540	47	1,011	1	120	19	2
知多半島	10	180	44	861	0	0	17	1
西三河北部	9	175	17	385	0	0	13	0
西三河南部東	9	161	34	686	1	71	11	1
西三河南部西	21	379	38	739	0	0	17	0
東三河北部	1	20	5	84	0	0	6	0
東三河南部	16	309	55	1,170	1	40	23	0

(3) 居住系サービス

ア 居住系サービス利用定員の状況

(利用定員(人/月)は、4月1日時点の利用定員)

【共同生活援助（グループホーム）】(図表 33)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人/月)	3,880	4,371
対前年比	110.6%	112.7%

【施設入所支援】(図表 34)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人/月)	4,139	4,131
対前年比	99.8%	99.8%

イ 障害保健福祉圏域別居住系サービスの状況 (図表 35)

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

圏 域	グループホーム		施設入所支援	
	か所数	定員	か所数	定員
県 全 体	344	4,754	69	4,032
名古屋・尾張中部	125	1,868	15	714
(名古屋)	122	1,832	14	664
(尾張中部)	3	36	1	50
海 部	15	209	3	200
尾 張 東 部	18	255	3	165
尾 張 西 部	25	359	5	286
尾 張 北 部	29	382	10	602
知 多 半 島	34	484	5	370
西 三 河 北 部	15	187	5	340
西 三 河 南 部 東	10	118	4	260
西 三 河 南 部 西	25	325	5	232
東 三 河 北 部	6	57	3	140
東 三 河 南 部	42	510	11	723

注 : 別に障害児入所施設と障害者支援施設を併設する施設が3か所(定員延181人(愛知県心身障害者コロニーはるひ台学園80人(平成29年7月以降は児童のみ受入)、名古屋市あけぼの学園84人、米山寮盲児部17人))と、名古屋市リハビリテーションセンター(定員50人)があります。

(4) 相談支援

ア サービス利用状況

【計画相談支援】(図表 36) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人/月)	7,092	7,232
対前年比	109.0%	102.0%

【地域移行支援】(図表 37) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人/月)	18	27
対前年比	100.0%	150.0%

【地域定着支援】(図表 38) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人/月)	63	71
対前年比	111.7%	112.7%

イ 障害保健福祉圏域別の状況 (図表 39)

【平成 28 年度実績 (平成 29 年 3 月利用分)】

圏 域	計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援	
	利用実人員	構成比	利用実人員	構成比	利用実人員	構成比
県 全 体	7,232	100	27	100	71	100
名古屋・尾張中部	2,264	31.3	11	40.7	26	36.6
(名 古 屋)	2,131	29.5	11	40.7	26	36.6
(尾 張 中 部)	133	1.8	0	0	0	0
海 部	397	5.5	0	0	1	1.4
尾 張 東 部	265	3.7	1	3.7	0	0
尾 張 西 部	639	8.8	0	0	0	0
尾 張 北 部	374	5.2	2	7.4	2	2.8
知 多 半 島	749	10.4	3	11.1	34	47.9
西 三 河 北 部	224	3.1	1	3.7	1	1.4
西 三 河 南 部 東	445	6.2	1	3.7	0	0
西 三 河 南 部 西	514	7.1	2	7.4	3	4.2
東 三 河 北 部	223	3.1	0	0	0	0
東 三 河 南 部	1,138	15.7	6	22.2	4	5.6

注 : 利用実人員の単位は人、構成比の単位は%

(5) 障害児支援

ア 障害児支援サービス利用状況等

(利用定員(人日/月)は、4月1日時点の利用定員から算出した月間の利用可能定員＝定員×22日
ただし、福祉型・医療型障害児入所支援の利用定員(人/月)は、4月1日時点の利用定員)

【児童発達支援】(図表 40)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	83,138	91,652
対前年比	112.3%	110.2%

【医療型児童発達支援】(図表 41)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	3,520	3,520
対前年比	100%	100%

【放課後等デイサービス】(図表 42)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	103,664	135,916
対前年比	121.6%	131.1%

【保育所等訪問支援】(図表 43) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人日/月)	138	175
対前年比	—	126.8%

【障害児相談支援】(図表 44) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人/月)	1,704	1,967
対前年比	—	115.4%

【福祉型障害児入所支援】(図表 45)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人/月)	461	456
対前年比	100%	98.9%

【医療型障害児入所支援】(図表 46)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人/月)	650	679
対前年比	100%	104.5%

注 : 医療型障害児入所支援の定員には、療養介護利用者分も含む。

イ 障害保健福祉圏域別の状況（図表 47）

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

圏 域	児童発達支援		医療型 児童発達支援		放課後等 デイサービス		保育所等 訪問支援
	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数
県 全 体	454	4,552	5	160	769	7,357	39
名 古 屋 ・ 尾 張 中 部	225	2,393	2	60	289	2,851	8
(名古屋)	213	2,304	2	60	275	2,730	8
(尾張中部)	12	89	0	0	14	121	0
海 部	17	122	0	0	35	328	2
尾 張 東 部	17	188	0	0	41	390	2
尾 張 西 部	36	286	0	0	58	546	2
尾 張 北 部	57	481	0	0	85	759	3
知 多 半 島	20	306	1	40	49	462	9
西 三 河 北 部	13	128	1	40	37	322	3
西 三 河 南 部 東	14	107	1	20	46	452	3
西 三 河 南 部 西	21	230	0	0	57	546	4
東 三 河 北 部	1	10	0	0	3	30	0
東 三 河 南 部	33	301	0	0	69	671	3

圏 域	障害児 相談支援	福祉型障害児 入所支援		医療型障害児 入所支援（※）	
	か所数	か所数	定員	か所数	定員
県 全 体	402	9	456	7	619
名 古 屋 ・ 尾 張 中 部	157	2	114	3	310
(名古屋)	149	2	114	3	310
(尾張中部)	8	0	0	0	0
海 部	16	0	0	0	0
尾 張 東 部	17	0	0	0	0
尾 張 西 部	21	0	0	1	78
尾 張 北 部	42	2	130	1	120
知 多 半 島	26	1	40	0	0
西 三 河 北 部	33	1	50	0	0
西 三 河 南 部 東	17	1	17	1	71
西 三 河 南 部 西	15	0	0	0	0
東 三 河 北 部	8	0	0	0	0
東 三 河 南 部	50	2	105	1	40

注：医療型障害児入所支援の定員には、療養介護利用者分も含む。